

中小事業者の税額計算の特例

令和元年10月1日から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

中小事業者とは

中小事業者とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

■ 売上税額の計算の特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、課税期間のうち、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、売上げの一定割合を軽減税率の対象売上げとして、売上税額を計算することができます。

使用できる「一定の割合」については、中小事業者の態様に応じて次のとおりとなります。

① 小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ等（税込み）の割合（小売等軽減仕入割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

② 軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）に、通常連続する10営業日の課税売上げ（税込み）に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（軽減売上割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

※ 通常連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

③ 上記①及び②の割合の計算が困難な場合

①及び②の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を $\frac{50}{100}$ とすることができます。

※ 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50%以上である事業者をいいます。

特例計算による軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税売上げ} \\ \text{（税込み）} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{①小売等軽減仕入割合（卸、小売業のみ可）} \\ \text{又は ②軽減売上割合} \\ \text{又は ③50\%（①、②が困難な場合に可）} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{課税売上げ（税込み）} \\ \hline \end{array}$$

■ 仕入税額の計算の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、令和元年10月1日から令和2年9月30日の属する課税期間において、次の方法により仕入税額を計算する特例が認められています。

① 小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に占める軽減税率の対象となる課税の割合（小売等軽減売上割合）を乗じて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等（税込み）を算出し、仕入税額を計算できます。小売等軽減売上割合の特例を適用できる期間は、課税期間のうち、令和元年10月1日から令和2年9月30日の属する課税期間の末日までの期間です。

小売等軽減売上割合を用いて計算する場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税仕入れ等の合計額（税込み）} \\ \text{（卸売業又は小売業分）} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{小売等} \\ \text{軽減売上割合} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{課税仕入れ等（税込み）} \\ \hline \end{array}$$

② 簡易課税制度の届出の特例

簡易課税制度の適用に関して、同制度を適用しようとする課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」（以下「簡易課税制度選択届出書」といいます。）を提出することで、同制度を適用することが可能です。

ただし、簡易課税制度の届出の特例を選択した場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、簡易課税制度の適用をやめることはできません。

※ 令和2年分について特例を適用する場合の簡易課税制度選択届出書は、令和2年12月31日までに提出する必要があります。